

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料額一覧表

R7.4.1現在

建築物の種類		建築物の床面積	認定(法第29条)	変更認定(法第31条)
			認定申請手数料	認定申請手数料 ×1/2
適合書類の添付あり	一戸建ての住宅	一律	¥5,000	¥2,500
	住宅用途を含む建築物の 住宅部分 (共同住宅、併用住宅、長屋)	300㎡未満	¥11,000	¥5,500
		300㎡以上	¥23,000	¥11,500
	非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分 (事務所、倉庫、工場、店舗等)	300㎡未満	¥11,000	¥5,500
		300㎡以上	¥19,000	¥9,500
適合書類の添付なし	標準 計 算 法	一戸建ての住宅	200㎡未満	¥40,000
			200㎡以上	¥44,000
		住宅用途を含む建築物の 住宅部分 (共同住宅、併用住宅、長屋)	300㎡未満	¥80,000
			300㎡以上	¥135,000
		非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分 (事務所、倉庫、工場、店舗等)	300㎡未満	¥267,000
			300㎡以上	¥334,000
	誘導仕 様 基 準	一戸建ての住宅	200㎡未満	¥20,000
			200㎡以上	¥22,000
		住宅用途を含む建築物の 住宅部分 (共同住宅、併用住宅、長屋)	300㎡未満	¥38,000
			300㎡以上	¥66,000
		非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分 (事務所、倉庫、工場、店舗等)	300㎡未満	¥102,000
			300㎡以上	¥130,000
	誘導仕 様 基 準・ 計 算 併 用 法	一戸建ての住宅	200㎡未満	¥29,000
			200㎡以上	¥33,000
		住宅用途を含む建築物の 住宅部分 (共同住宅、併用住宅、長屋)	300㎡未満	¥59,000
			300㎡以上	¥100,000

※建築確認申請の併願を行う場合、手数料条例で定める建築確認申請の審査手数料を上記表の額に加算します。

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの額を合算した額が手数料になります。